

不渡情報の共同利用の終了に伴う対応（個人情報保護法関連）

（1、2ともに全国銀行協会・東京手形交換所の取扱いと平仄を合わせ対応するもの）

1. 不渡情報の共同利用の終了に伴う公表事項等の修正

- ・手形交換業務の終了をもって、静岡手形交換所の不渡情報の共同利用を終了するため、個人情報保護法にもとづく公表事項等を修正する。（該当箇所のみ下記に記載、傍線箇所を削除）
- ・実施日：11月4日（金）以降順次修正

（1）一般財団法人静岡県銀行協会 プライバシーポリシー

○個人情報の取得元について

- ・手形交換所の参加金融機関等の共同利用者や会員銀行等の第三者から、個人情報が提供される場合

○開示等の請求について

- ・保有個人データおよび第三者提供記録に係る開示等の請求手続きについて（静岡手形交換所の不渡報告・取引停止報告を除く）
- ・不渡報告・取引停止報告に係る開示請求の手続きについて

（2）一般財団法人静岡県銀行協会が業務上保有する個人情報および保有個人データの利用目的

○一般財団法人静岡県銀行協会（以下「協会」といいます。）が保有する個人情報および保有個人データは、（略）協会が行う以下の業務に利用します。

- ・静岡手形交換所の設置及び運営

○協会が保有する個人情報および保有個人データは、上記の業務に関し、次の利用目的で利用します。（略）

- ・手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断等のため
- ・全国銀行個人信用情報センターの運営等について委託された業務、その他委託された業務の円滑な運営等のため

（3）保有個人データおよび第三者提供記録に係る開示等の請求手続きについて

- 当協会における保有個人データおよび第三者提供記録（静岡手形交換所における不渡情報および銀行とりひき相談所における保有個人データおよび第三者提供記録を除く）に係る開示、保有個人データ内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者への提供の停止、保有個人データの利用目的の通知（以下、「開示等」という）の請求を受け付ける場合の手続きは・・・（略）。

（4）不渡報告・取引停止報告に係る開示請求の手続きについて（項目・全文削除）

（5）不渡報告・取引停止報告に係る開示請求に当たっての本人確認書類について（項目・全文削除）

2. 公表文等への対応

（1）協会ウェブサイト上の公表文等へ「お知らせ」を追記（掲載文、省略）

- ・「不渡情報の共同利用に当たっての公表文」への「お知らせ」の追記
- ・「不渡報告・取引停止報告に係る開示請求の手続きについて」への「お知らせ」の追記

（2）主な内容・実施日

- ・手形交換業務終了日、不渡情報の共同利用終了等について予めお知らせするもの。
- ・実施日：8月中に実施

以 上